

岩手県告示第529号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成25年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 申請のあった年月日 平成25年6月14日
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人遠野エコネット
 - イ 代表者の氏名 千葉和
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県遠野市附馬牛町上附馬牛19地割530番地
- (3) 定款に記載された目的 この法人は、「遠野物語」を代表とする民話を生んだ背景となる遠野郷あるいは流域一帯の自然環境を後世に残し伝え、また、自然環境資源を活かした地域活性化を図るために、子ども達から高齢者までを対象に、住民、団体、事業者、研究者、行政等と連携しながら、遠野郷が「民話のふるさと」であると共に、「自然と共生する持続可能なエコトピア遠野」を実現することへ寄与することを目的とする。
- 2 (1) 申請のあった年月日 平成25年6月19日
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人ハーツ生活支援
 - イ 代表者の氏名 山田珠美
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市
- (3) 定款に記載された目的 この法人は、障害者（児）、難病者（児）・高齢者に対して、生活・就労などその人らしい社会生活を総合的に援助した諸事業を行い、障害者（児）、難病者（児）・高齢者の安心できる生活と社会参加に寄与することを目的とする。
- 3 (1) 申請のあった年月日 平成25年6月24日
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人遠野山里暮らしネットワーク
 - イ 代表者の氏名 菊池新一
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県遠野市東館町6番16号
- (3) 定款に記載された目的 本法人は、遠野市を主たるフィールドとして、地域資源を生かした都市住民との交流の深化と移住の促進、伝統文化・芸能・技術・技芸の伝承と進化・応用、里地・里山における循環的な生活スタイルの再興と実践等に関する事業を行うことにより、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。